

議案参考資料

[令和5年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

公園緑地課 公園管理係

議案名

議案第88号 指定管理者の指定について(吾妻公園及び水道山公園)

趣旨・目的

吾妻公園及び水道山公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

桐生市都市公園条例第17条の規定に基づき、吾妻公園及び水道山公園の管理を行わせるため、株式会社福田造園を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 吾妻公園及び水道山公園
- 2 指定する団体 桐生市川内町五丁目808番地
株式会社福田造園
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
(5年間)

背景・経過

吾妻公園及び水道山公園は、四季折々の草花が楽しめ、市街地に隣接した緑と自然を活かした安らぎを与える市民憩いの公園として多くの人に利用されている施設です。

吾妻公園及び水道山公園の指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了することから、次期指定管理者の選定に当たり公募による選考を行いました。

民間の能力を活用して吾妻公園及び水道山公園の魅力を最大限発揮し、利用者へのサービス向上と管理運営業務を効果的かつ効率的に行うことを考慮し審査した結果、引き続き同法人を指定管理者として指定しようとするものです。